

京都市職員退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成18年12月28日

京都市長 梶 本 頼 兼

京都市規則第75号

京都市職員退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則

京都市職員退職手当支給条例施行規則の一部を次のように改正する。

第1条中「第11条第4項を除き, 」を削る。

第11条中「第14条」を「第15条」に改める。

附 則

この規則は、平成19年1月1日から施行する。

(総務局人事部人事課)